平成２４年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市児島味野4047番地
破産者　綾野建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３００号
岡山県倉敷市児島味野4045番地
破産者　綾野　純雄
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６５号
岡山市北区門前320番地６
破産者　林　　充子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６９号
東京都福生市武蔵野台２丁目34番地26
破産者　不二精器株式会社
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３８号
岐阜市柳津町高桑３丁目９番地１
破産者　被相続人亡日置治男相続財産（開始決定時の表示日置治男）
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
愛知県一宮市奥町字堤下二81番地２
破産者　有限会社ワンズ
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３７号
京都市伏見区醍醐鍵尾町８番地３　スクエア鍵尾602号、開始決定時の住所京都市南区東九条西明田町52番地
破産者　北原　大輔
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
和歌山県紀の川市西大井63番地
破産者　株式会社畑中組
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２１号
佐賀県鹿島市大字高津原146番地　コーポアシューレ201号、開始決定時の住所佐賀県鳥栖市田代本町1218番地５　レオパレスＳＫＲ鳥栖102
破産者　島袋　　聖
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
佐賀県佐賀市多布施１丁目11番３号
破産者　大草　秀幸
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
さいたま市北区本郷町157番地１　イタニティ壱番館305
破産者　遠藤　文泰
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町53番地11　メゾン丸宮Ｇ202、破産申立時の住所さいたま市見沼区春野１丁目９番４―103号
破産者　稲葉　泰司
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８６号
さいたま市浦和区北浦和５丁目11番14号
破産者　篠田　安博
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００４号
埼玉県朝霞市泉水３丁目６番82号　コスモハイツ102
破産者　八鍬　博敏
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号
埼玉県上尾市浅間台２丁目７番地７
破産者　小越　敏彦
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
岡山県倉敷市西中新田215番地３
破産者　山本　寿子
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
岡山県総社市井尻野1020番地47
破産者　田中　大輔
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係